

「保険金が使える」という住宅修理サービスのトラブルに注意！

2017 年 3 月 15 日号

地震、台風など自然災害による住宅の損傷をきっかけに、「老朽化した屋根や外壁を自然災害による破損として火災保険会社に保険金請求すると、自己負担なしで修理工事ができる。」と持ちかけられ、修理工事を契約し、屋根や外壁の写真と修理見積書を保険会社に請求したところ、自然災害とは無関係な損傷だと保険会社に認定され、高い修理代金を払ったというトラブルがあります。

保険事故を装って保険金を請求すると、保険会社から契約解除されるだけでなく、保険金詐欺にあたる可能性があります。

また、修理工事を解約したいと伝えたと高額な手数料や解約料を請求されるというトラブルも見られます。内容によってはクーリングオフが可能な場合もありますので、おかしいなと気づいたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。